社会福祉法人しがらき会定款

第１章　総則

（目的）
第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。
（１）第一種社会福祉事業
　（イ）障害者支援施設の経営
（２）第二種社会福祉事業
　（イ）障害福祉サービス事業の経営
　（ロ）相談支援事業の経営
　（ハ）移動支援事業の経営

（名称）
第２条　この法人は、社会福祉法人しがらき会という。

（経営の原則等）
第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、（地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等）を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）
第4条　この法人の事務所を滋賀県甲賀市信楽町神山534番地8に置く。

第2章　評議員

（評議員の定数）
第5条　この法人に評議員7名以上を置く。

（評議員の選任及び解任）
第6条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
2　評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名以上の合計3名以上で構成する。
3　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
4　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
5　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

（評議員の資格）
第7条　社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）
第8条　評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2　評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）
第9条　評議員に対して、各年度の総額が300，000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める役員等報酬等規程に従って支給することができる。

第3章　評議員会

（構成）
第10条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）
第11条　評議員会は、次の事項について決議する。
(1)　理事及び監事の選任又は解任
(2)　理事及び監事の報酬等の額
(3)　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
(4)　事業計画及び収支予算の承認
(5)　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
(6)　臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
(7)　定款の変更
(8)　残余財産の処分
(9)　基本財産の処分
(10)　社会福祉充実計画の承認
(11)　公益事業・収益事業に関する重要な事項
(12)　解散
(13)その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第12条　評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

（招集）
第13条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）
第14条　評議員会の議長は、評議員会に出席した評議員の互選により選出する。

（決議）
第15条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1)　監事の解任
(2)　定款の変更
(3)　その他法令で定められた事項

3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
4　第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第16条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　議長及び評議員会において選任した評議員2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章　役員及び職員

（役員の定数）
第17条　この法人には、次の役員を置く。
（1）　理事　6名
（2）　監事　2名
2　理事のうち1名を理事長とし、1名を常務理事として置くことができる。
3　前項の常務理事を置いた場合、社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）
第18条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
2　理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）
第19条　社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
2　社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）
第20条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3　理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第21条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第22条　理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2　理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第23条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）
第24条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める役員等報酬等規程に従って報酬等として支給することができる。

（職員）
第25条　この法人に、職員を置く。
2　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
3　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章　理事会

（構成）
第26条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）
第27条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）
第28条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）
第29条　理事会の議長は、理事会に出席した理事の互選により選出する。

（決議）
第30条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第31条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章　資産及び会計

（資産の区分）
第32条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。
2　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（1） 土地
滋賀県甲賀市信楽町神山字北山534番8所在のしがらき会
信楽青年寮敷地 宅地 （14，324．00㎡）
滋賀県甲賀市信楽町神山字北山534番10所在のしがらき会
信楽青年寮敷地 保安林 （480．00㎡）
滋賀県甲賀市信楽町神山字堂海道494番1所在のしがらき会
ホーム及び宿舎敷地 宅地 （733．87㎡）
滋賀県甲賀市信楽町神山字堂海道499番3所在のしがらき会
信楽青年寮授産場敷地 宅地 （89．25㎡）
滋賀県甲賀市信楽町神山字堂海道496番所在のしがらき会
敷地 山林 （69．00㎡）
滋賀県甲賀市信楽町神山字嶽ケ崎1432番1所在のしがらき会
ホーム及び宿舎敷地 宅地 （383．47㎡）
滋賀県甲賀市信楽町長野字浦白1434番15所在のしがらき会
ホーム及び宿舎敷地 宅地 （273．00㎡）
滋賀県甲賀市信楽町小川出字寺ノ前145番1所在のしがらき会
敷地 宅地 （264．52㎡）
滋賀県甲賀市信楽町小川出字寺ノ前145番4所在のしがらき会
敷地 宅地 （23．00㎡）
滋賀県甲賀市信楽町牧字稲葉579番所在のしがらき会
ホーム及び宿舎敷地 宅地 （750．41㎡）
滋賀県甲賀市信楽町牧字稲葉578番所在のしがらき会
敷地 雑種地 （26．00㎡）
滋賀県甲賀市信楽町牧字葭ケ谷1058番24所在のしがらき会
敷地 宅地 （232．16㎡）
滋賀県甲賀市信楽町西字平谷3番所在のしがらき会
敷地 宅地 （666．61㎡）
滋賀県甲賀市信楽町勅旨字岩ノ谷2392番6所在のしがらき会
敷地 雑種地 （38．00㎡）
滋賀県甲賀市信楽町勅旨字岩ノ谷2392番所在のしがらき会
敷地 雑種地 （1，848．00㎡）
滋賀県甲賀市信楽町勅旨字岩ノ谷2392番14所在のしがらき会
敷地 雑種地 （2，335．00㎡）
滋賀県甲賀市信楽町勅旨字岩ノ谷2392番15所在のしがらき会
敷地 雑種地 （927．00㎡）
滋賀県甲賀市信楽町勅旨字岩ノ谷2392番16所在のしがらき会
敷地 公衆用道路 （211．00㎡）

(2)建物
滋賀県甲賀市信楽町神山字北山534番地8所在の鉄筋コンクリート造スレート葺2階建
主、信楽青年寮らく・しん管理棟兼信楽青年寮しん寮舎 1棟
（1階609.46㎡、2階427.45㎡）
上記、同所在の軽量鉄骨造ルーフィング亜鉛メッキ鋼板葺平家建
信楽青年寮寮舎 1棟(63.10㎡)
上記、同所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
信楽青年寮家族舎 1棟(43.16㎡)
上記、同所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
信楽青年寮機械室 1棟(21.45㎡)
上記、同所在の鉄骨造スレート葺2階建
信楽青年寮職員宿舎 1棟(1階76.31㎡、2階84.61㎡)
上記、同所在の鉄骨造スレート葺2階建
信楽青年寮職員宿舎 1棟(1階76.31㎡、2階84.61㎡)

上記、同所在の木造スレート葺2階建
信楽青年寮資料館　1棟（1階32.25㎡、2階29.77㎡）
上記、同所在の鉄筋コンクリート造スレートぶき2階建
信楽青年寮らく浴室、洗濯室、作業訓練室　1棟（1階187.97㎡、2階130.98㎡）
上記、同所在の鉄筋コンクリート造スレート葺2階建
信楽青年寮らく寮舎　1棟（1階185.85㎡、2階198.00㎡）
上記、同所在の鉄筋コンクリート造スレート葺2階建
信楽青年寮らく寮舎　1棟（1階185.85㎡、2階198.00㎡）
上記、同所在の鉄筋コンクリート造スレート葺2階建
信楽青年寮らく寮舎　1棟（1階109.85㎡、2階120.15㎡）
上記、同所在の鉄筋コンクリート造スレート葺2階建
信楽青年寮らく寮舎　1棟（1階117.35㎡、2階120.15㎡）
上記、同所在の木造スレート葺2階建
信楽青年寮職員宿舎　1棟（1階42.23㎡、2階34.78㎡）
上記、同所在の鉄骨造スレート葺2階建
信楽青年寮地域交流施設　1棟（1階217.80㎡、2階205.74㎡）
上記、同所在の鉄骨造スレート葺2階建
信楽青年寮職員宿舎　1棟（1階87.32㎡、2階87.32㎡）
上記、同所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鉄骨平家建
信楽青年寮宿舎プロパン庫　1棟（2.20㎡）
上記、同所在の鉄骨造スレート葺平家建
信楽青年寮焼成窯棟作業所　1棟（36.00㎡）
上記、同所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建
信楽青年寮らく作業所　1棟（1階240.96㎡、2階242.20㎡）
滋賀県甲賀市信楽町神山字堂海道494番地1及び滋賀県甲賀市信楽町神山字堂海道499番地3所在の鉄骨造合金メッキ鋼板葺2階建
ワークセンター紫香楽　1棟（1階371.75㎡、2階296.75㎡）
滋賀県甲賀市信楽町神山字嶽ケ崎1432番地1所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
しがらき会宿舎居宅　1棟（96.58㎡）
上記、同所在の木造スレート葺2階建
しがらき会ホーム居宅　1棟（1階39.74㎡、2階39.74㎡）
滋賀県甲賀市信楽町長野字浦白1434番地15所在の木造瓦葺2階建
主、しがらき会ホーム寄宿舎　1棟（1階84.35㎡、2階67.86㎡）
上記、同所在の木造瓦葺2階建
主、しがらき会宿舎訓練ホーム　1棟（1階46.48㎡、2階46.48㎡）
滋賀県甲賀市信楽町牧字稲葉579番地所在の軽量鉄骨造スレート葺2階建
しがらき会ホーム共同住宅　1棟（1階79.21㎡、2階79.21㎡）
滋賀県甲賀市信楽町牧字稲葉579番地2所在の軽量鉄骨造スレート葺2階建
しがらき会宿舎居宅　1棟（1階67.71㎡、2階54.16㎡）
滋賀県甲賀市信楽町牧字葭ケ谷1058番地24所在の木造スレート葺2階建
しがらき会ホーム居宅兼店舗　1棟（1階69.56㎡、2階69.56㎡）
滋賀県甲賀市信楽町勅旨字岩ノ谷2392番地5所在の鉄骨造スレート葺平家建
しがらき会ワークセンター紫香楽店舗作業場　1棟（1階237.00㎡）
滋賀県甲賀市信楽町勅旨字岩ノ谷2392番地14所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
しがらき会グループホーム　1棟（1階494.39㎡）
上記、同所在の鉄骨造アルミニューム板ぶき平家建
しがらき会倉庫　1棟(14.40㎡)
滋賀県甲賀市水口町虫生野字久岡996番地9所在の軽量鉄骨造2階建
共同生活住居「楓生」　1棟（1階55.35㎡、2階27.67㎡）
滋賀県甲賀市水口町虫生野字久岡996番地10所在の軽量鉄骨造2階建
共同生活住居「桜生」　1棟（1階47.39㎡、2階47.39㎡）

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第41条に掲げる公益を目的とする事業及び第42条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
(1)土地
滋賀県甲賀市信楽町勅旨字岩ノ谷2392番5所在のしがらき会
敷地 雑種地(6,879.00㎡)
滋賀県甲賀市信楽町勅旨字岩ノ谷2395番8所在のしがらき会
敷地 宅地(583.79㎡)
滋賀県甲賀市信楽町勅旨字岩ノ谷2392番17所在のしがらき会
敷地 雑種地(525.00㎡)
滋賀県甲賀市信楽町勅旨字岩ノ谷2392番13所在のしがらき会
敷地 公衆用道路(62.00㎡)

(2)建物
滋賀県甲賀市信楽町勅旨字岩ノ谷2392番地5、2395番地8所在の軽量鉄骨造スレート葺2階建
主、しがらき会紫香楽ヴィラ共同住宅 1棟(1階2,220.68㎡、2階1,543.71㎡)
2、上記、同所在のコンクリートブロック造スレート葺平家建
しがらき会紫香楽ヴィラ共同住宅物置 1棟(13.20㎡)

(基本財産の処分)
第33条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、甲賀市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、甲賀市長の承認は必要としない。
(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)
第34条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)
第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び、評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)
第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
(6) 財産目録

2　前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
3　第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
⑴　監査報告
⑵　理事及び監事並びに評議員の名簿
⑶　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
⑷　事業の概要等を記載した書類

（会計年度）
第37条　この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）
第38条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）
第39条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

（保有する株式に係る議決権の行使）
第40条　この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

第7章　公益を目的とする事業

（種別）
第41条　この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。
（1）　障害者就業・生活支援センター事業
　（イ）障害者雇用・生活支援センターの設置経営
2　前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第8章　収益を目的とする事業

（種別）
第42条　この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。
（1）　共同住宅の運用貸付事業
（2）　福祉有償運送事業
2　前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

（収益の処分）
第43条　前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第9章 解散

（解散）
第44条　この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第45条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章　定款の変更

（定款の変更）
第46条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、甲賀市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
2　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を甲賀市長に届け出なければならない。

第11章　公告の方法その他

（公告の方法）
第47条　この法人の公告は、社会福祉法人しがらき会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）
第48条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則
この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　神崎謙一
理　事　池田太郎
〃　中西保太郎
〃　大平　猛
〃　仲野好雄
〃　中野庄蔵
〃　赤松次郎
〃　国井澄江
〃　徳川正子
監　事　宮脇武市
〃　山添諦善

定 款 の 変 更

昭和43年 9月25日　　設立認可申請
　厚生省収児第74号　　昭和44年 2月26日 認可
昭和45年 2月26日　　一部変更許可申請
　厚生省収児第434号　昭和45年 6月 3日 認可
昭和45年 9月30日　　一部変更許可申請
　厚生省収児第889号　昭和45年12月21日 認可
昭和46年 1月13日　　一部変更許可申請
　厚生省収児第80号　　昭和46年 2月18日 認可
昭和49年 3月 5日　　一部変更許可申請
　厚生省収児第424号　昭和49年 3月27日 認可
昭和55年 3月21日　　一部変更許可申請
　厚生省収児第1136号 昭和55年12月11日 認可
昭和58年 6月21日　　一部変更許可申請
　厚生省収児第　号　　昭和58年　月　日 認可
昭和60年 3月11日　　一部変更許可申請
　厚生省収児第129号　昭和61年 2月24日 認可
昭和63年 9月17日　　一部変更許可申請
　厚生省収児第1098号 昭和63年 9月26日 認可
平成 1年 6月28日　　一部変更許可申請
　滋賀県指令障第169号 平成 2年 2月19日 認可
平成 2年 3月 5日　　一部変更許可申請
　滋賀県指令障第321号 平成 2年 3月26日 認可
平成 5年 3月25日　　一部変更許可申請
　滋賀県指令障第768号 平成 5年 4月 1日 認可
平成 6年 2月 1日　　一部変更許可申請
　滋賀県指令障第129号 平成 6年 2月14日 認可
平成 9年 3月21日　　一部変更許可申請
　滋賀県指令障第637号 平成 9年 5月 2日 認可
平成10年 1月19日　　一部変更許可申請
　滋賀県指令障第121号 平成10年 2月10日 認可
平成10年 3月31日　　一部変更許可申請
　滋賀県指令障第1834号 平成10年 4月17日 認可
平成11年 4月 1日　　一部変更許可申請
　滋賀県指令障第1096号 平成11年 6月28日 認可
平成12年 2月25日　　一部変更許可申請
　滋賀県指令障第389号 平成12年 2月29日 認可
平成12年 5月29日　　一部(基本財産)変更届出
　滋障第1003号 平成12年 6月 9日 受理
平成13年 4月 1日　　一部(基本財産)変更届出
　滋障第 808号 平成13年 5月23日 受理
平成13年 5月31日　　一部変更許可申請
　滋賀県指令障第1507号 平成13年 9月10日 認可
平成14年 9月10日　　一部変更許可申請
　滋賀県指令障第1471号 平成14年10月18日 認可
平成15年 6月30日　　一部変更許可申請
　滋賀県指令障第1215号 平成15年 8月11日 認可
平成17年 1月17日　　一部変更許可申請
　滋賀県指令障第131号 平成17年 2月 7日 認可
平成18年 3月 1日　　一部変更許可申請
　滋賀県指令障第1002号 平成18年 4月 1日 認可

平成18年11月22日　　一部変更許可申請
　　滋賀県指令障第2456号　平成18年12月28日　認可
平成19年　7月27日　　一部変更許可申請
　　滋賀県指令障第1747号　平成19年　8月　8日　認可
平成19年11月16日　　一部変更許可申請
　　滋賀県指令障第2545号　平成19年12月12日　認可
平成22年　7月21日　　一部変更許可申請
　　滋賀県指令障第1913号　平成22年　8月　5日　認可
平成22年12月22日　　一部変更許可申請
　　滋賀県指令障第115号　　平成23年　1月25日　認可
平成25年　6月24日　　一部変更許可申請
　　甲賀市指令自支第3号　　平成25年　7月16日　認可
平成27年12月14日　　一部変更許可申請
　　甲賀市指令社福第3号　　平成28年　2月17日　認可
平成29年　2月　2日　　変更許可申請
　　甲賀市指令社福第20号　平成29年　2月　6日　認可　平成29年4月1日施行
平成29年12月27日　　一部変更許可申請
　　甲賀市指令社福第31号　平成30年　1月23日　認可
令和　3年12月22日　　一部変更許可申請
　　甲賀市指令福医第342号　令和　4年　1月13日　認可
令和　4年　9月　9日　　一部変更許可申請
　　甲賀市指令地推第600号　令和　4年10月12日　認可
令和　5年　8月18日　　一部変更許可申請
　　甲賀市指令地推第304号　令和　5年　8月28日　認可